（前のページより続き）

〔国会事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

土地家屋調査士法第三条第二項第二号の規定に基づく認定を受けた者の公告（法務省）　一三
令和六年度輸入食品監視指導計画の公表について（厚生労働省）　一四
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　一五
中部地方整備局公示（中部地方整備局）　一五
四国地方整備局公示（四国地方整備局）　一五
北海道開発局公示（北海道開発局）　一五

労　働

最低工賃の改正決定に関する公示（秋田労働局最低工賃公示一）　一四

本号で公布された法令のあらまし

◇令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度等を定める政令の一部を改正する政令（政令第六一号）（内閣府本府）

1　令和二年五月一五日から七月三一日までの間の豪雨による災害について、災害対策基本法（昭和三六年法律第二二三号）第一〇二条第一項の規定による地方債をもって地方公共団体の財源とすることができる期限を延長することとした。（本則関係）

2　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（政令第六二号）（経済産業省）

1　関係政令の整備

(一)　原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律施行令の一部改正

(1)　題名を「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律施行令」に改めることとした。（題名関係）

(2)　廃炉拠出金の延納等について所要の規定の整備を行うこととした。（第四条関係）

(二)　その他関係政令について所要の規定の整備を行うこととした。（第一条及び第三条～第七条関係）

2　経過措置

実用発電用原子炉設置者等による脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第四四号）附則第一〇条第一項の金銭の支払について、再処理等拠出金の延納等を準用するもの等とすることとした。（第八条関係）

3　附則

この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第六三号）（警察庁）

国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和四年法律第九七号。以下「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定（同号に規定する外国為替及び外国貿易法の目次等の改正規定並びに改正法附則第四条及び第五条の規定を除く。）の施行期日は、令和六年四月一日とすることとした。

◇犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第六四号）（警察庁）

1　疑わしい取引の届出に係る規定の整備

犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成一九年法律第二二号）第二条第二項第四七号から第四九号までに掲げる特定事業者による疑わしい取引の届出に係る事項を定めることとした。（第一六条関係）

2　その他所要の規定を整備することとした。

3　施行期日等

(一)　所要の経過措置を設けることとした。

(二)　この政令は、国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和四年法律第九七号。以下「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定（同号に規定する外国為替及び外国貿易法の目次等の改正規定並びに改正法附則第四条及び第五条の規定を除く。）の施行の日（令和六年四月一日）から施行することとした。

◇デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための農林水産省関係政令の一部を改正する政令（政令第六五号）（農林水産省）

一　家畜伝染病予防法施行令の一部改正関係

都道府県知事又は市町村長は、家畜伝染病予防法（昭和二六年法律第一六六号）の規定に基づく通行の制限又は遮断を行う場合の掲示について、当該制限又は遮断をする際にする適当な場所への掲示に加え、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないものとすることとした。（第一条関係）

二　農業協同組合法施行令等の一部改正関係

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六三号。以下「改正法」という。）の施行等に伴い、農業協同組合法施行令（昭和三七年政令第二七一号）等について所要の規定の整理を行うものとすることとした。（第二条～第五条関係）

三　施行期日

この政令は、改正法の施行の日（令和六年四月一日）から施行するものとすることとした。

◇地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第六六号）（厚生労働省）

1　社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会が薬局の開設者からの委託を受けて行う、当該薬局で調剤済みとなった電子処方箋を保管する業務に係る手数料の額について、当該業務の委託に係る薬局一施設ごとに年額二、五〇〇円とすることとした。（第七条関係）

2　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。